

千葉市議会向上会議設置要綱

（設置）

第1条 本市議会は、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）に基づき議会の機能強化及び議員の資質向上を図るため、千葉市議会向上会議（以下「議会向上会議」という。）を設置する。

（協議・検討事項）

第2条 議会向上会議は、次の事項を協議・検討する。

- （1）議会のICT化に関すること。
- （2）議会の会期の早期決定に関すること。
- （3）議員の資質の向上に関すること。
- （4）その他必要と認める事項

（委員）

第3条 議会向上会議は、議長及び副議長を含む委員13人をもって組織し、各会派から選出される委員の数は、次のとおりとする。

- （1）自由民主党千葉市議会議員団 5人
- （2）未来民主ちば 3人
- （3）公明党千葉市議会議員団 3人
- （4）日本共産党千葉市議会議員団 2人

2 委員の任期は、第9条に定める議会向上会議の設置期間とする。ただし、委員は、その任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 議会向上会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ議長及び副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、議会向上会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議会向上会議は、委員長が招集する。

2 議会向上会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議会向上会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

4 議会向上会議は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 議会向上会議は、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会等)

第6条 議会向上会議は、専門的事項を協議・検討させるため、部会等を置くことができる。

(記録)

第7条 委員長は、議会事務局の職員に議事の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第8条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第9条 議会向上会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議会向上会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。